

議 事 概 要

会 議 の 名 称	令和5年度第2回弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会	
開 催 年 月 日	令和6年2月12日（月）	
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時から午後3時10分まで	
開 催 場 所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室	
議 長 等 の 氏 名	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会会長 今井 二三夫	
出 席 者	中部仲町町会長 西部仲町町会長 時敏地区子育て支援員 弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会評議員 弘前大学人文社会科学部教授 青森県立弘前工業高等学校教諭 東北工業大学建築学部准教授 工学院大学理事長 横浜国立大学特別研究教員 弘前市消防団第一方面団北地区団第一分団長 弘前市建設部長 弘前市都市整備部長	黒瀧 儀之 北畠 昌夫 工藤 綾子 小林 敬子 関根 達人 岡田 俊治 中村 琢巳 後藤 治 中尾 方人 成田 利章 木村 和彦 小山内 孝紀
欠 席 者	弘前市観光部長	神 雅昭
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育部長 文化財課長 文化財課課長補佐 文化財課文化財保護係長 文化財課文化財保護係主査	成田 正彦 石岡 博之 小石川 透 村上 真知子 清野 優雅
会 議 資 料 の 名 称	資料1：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区防災計画（案） 資料2：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区 現状変更行為許可基準 参考資料：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画	
会 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、	1. 開会 2. 審議会会長あいさつ	

審議経過、
結論等)

3. 会議 議長：今井会長

議題①：弘前市仲町伝統的建造物保存地区防災計画（案）について

事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。

中村委員

第7章事業スケジュールについて、実施主体の「行政」と「住民」の欄の両方に「◎（主体）」や「○（連携）」が記載されている項目では、どのような連携となるのかを本文で記載しておいてはどうか。特に、火災対策の（7）避難「②表門・板塀・サワラ生垣に係る維持管理の徹底」では、住民が「◎（主体）」で行政が「○（連携）」の印がついているが、14ページの計画本文では行政の連携の仕方が記載されていないので、整合を図るためにも簡単でいいのでそれぞれの主体がどう関わるのかを明記した方が丁寧ではないか。

各分野において「マニュアルの作成・配布」と書かれており、現状では、様々なマニュアルを個別に作成するというように読まれてしまう。例えば、核となるような防災マニュアルがあったうえで、補足となるマニュアルを必要に応じて個別に用意するという考えかと理解しているが、そうであれば、基本方針の「①防災意識の普及啓発による地域防災力の向上」に『防災マニュアル』の文言を入れ込むことで、核となる防災マニュアルを作成する計画だということができるのではないか。

前回の審議会でも申し上げたが、地区住民へのアンケートは市の事業の一環として弘前大学が行ったものだが主体はあくまで市であるはず。計画本文に「弘前大学による～」といった記載がまだ数ヶ所残っているので、その部分については文言を統一するようお願いする。

後藤委員

初期消火では、当たり前と思われるかもしれないが消火器訓練をしっかり行い操作に慣れてもらうことも重要なので、消火器の配備及び消火器訓練について、計画にも記載すべきではないか。また、細かいことではあるが、価格が高くなるが消火器の噴射距離が長い消火器の方が火傷や怪我を防ぐことができ効果的である。安価な消火器だと噴射距離が短く、消防などの使い慣れた人でないと十分に使いこなせない場合もあるので、配備する消火

器の仕様や性能にも留意した方がいい。

20 ページの事業スケジュールについて、(1) 防災体制「①自主防災組織の設立」の計画期間が『中期』、「②自主防災組織における実践的な訓練等の実施」の計画期間が『短期』となっており、各対策に対応する計画期間が一致しないので文言を修正するなどして整合を図る必要がある。

(4) 初期消火「①易操作性の消火設備への更新」の中に、消火器の入れ替えも含まれているのであれば、計画期間が『中～長期』となっているのを『短～長期』に修正することも必要ではないか。

茅葺き屋根の延焼防止のために能美防災と協力してプロテクトジェルというものを開発しており、ようやく消防機関の認証が取れ新年度には商品化される見込みである。水消火器と同じ要領で噴射距離が7～8mあり、飛び火が着火した場合でも消火できるというものであり、国庫補助の対象にもなったので茅葺き屋根の延焼防止のために導入を検討してもよいのではないか。

中尾委員

21 ページ、震災対策の(2) 耐震補強「②耐震補強の促進」について、括弧書きで「公開武家住宅の耐震補強」と「伝統的建造物以外の耐震補強」とあるが、この書き方では個人所有の伝統的建造物がいずれにも当てはまらなくなるので「公開武家住宅以外の耐震補強」と修正してはどうか。

また、(1) 耐震診断「①定期的な点検及び所有者診断に係る普及啓発」において、マニュアル等の作成・配布とあるが、これとは別に説明会の開催などがあればより効果的ではないか。

木村委員（建設部長）

保存地区では約7割の世帯が耐震診断を行っていないということなので、例えば所有者診断にこだわらず昭和56年以前の建物を中心に耐震診断を進めるなどして実効性のある取り組みとして欲しい。また、市でも補助制度があり1万1,000円の自己負担で耐震診断を実施できるので、補助を活用しながらその診断結果に基づき改修を進めるようにしてもらいたい。

→【後藤委員】

伝統的建造物の場合は、初めから専門的な耐震診断を行った方が早い場合もあるので、建設部局で行っている耐震診断補助とは別に、精密診断等の耐震診断を促すような仕組みを今後検討して欲しい。

黒瀧委員

保存地区全体で、落雷への懸念などから大木が少なくなってきたと感じている。

空き家の板塀やサワラ生垣について、管理が行き届いていない場合には災害時、倒壊するなど危険箇所になる可能性があると感じている。

北島委員

老朽化しぐらっている状態の板塀や短管で補強されている板塀など、気になる箇所はいくつかある。特に、空き家でせん定されていないサワラ生垣が積雪の影響で倒れかけているところもある。サワラ生垣から雪が道路に落ちて通行障害を引き起こすこともあるので、保存地区内の空き家を適正に管理できるよう行政と連携して考えていきたい。

関根委員

3ページに「連坦する」という表記があるが、あまり馴染みのない表現だと思う。防災対策のための計画であれば、様々な人に見てもらふ必要があるので、地名にフリガナを付す、年号に西暦を併記するなどわかりやすい、やさしい表現を心がけるようにして欲しい。

工藤委員

空き家で表門や板塀が老朽化し道路側に傾いてきているものなどについて、どこに相談していいのかがわからない。

小林委員

公開武家住宅は4棟のうち2棟が茅葺き屋根なので、後藤委員から説明のあったプロテクトジェルの導入・設置を前向きに検討して欲しい。

成田委員

多くの人が見る計画なので、文章だけでなく地図があった方がわかりやすい。地図等を掲載できる方法を考えてもらいたい。

中村委員

伝統的建造物の所有者への周知について、伝統的建造物の所有者、特に主屋で生活している方などへは個別に調査結果や対策を説明するなどの対応を検討して欲しい。

議題②：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画の変更
について（現状変更行為許可基準の修正）

事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。

中村委員

文言の修正であり、内容的にもよりうまく運用するための変更
とのことなので異存はない。

岡田委員

屋根に関して、「軒は伝統的建造物に準じた出幅とする。」とあ
るがケラバに関する規定がない。軒とケラバは別物なので、ケラ
バに関しても記載した方がよいのではないか。

→【今井会長】

今回の修正箇所とは異なる部分なので、今後の見直しもしくは
修正の際に改めて事務局と協議するようにしてほしい。

4. 閉会